

第55回（令和8年度）近代化基金融資申込公募（推薦）要綱

近代化基金運営要領3-④の規定に基づき、第55回（令和8年度）近代化基金融資を次のとおり公募（推薦）する。

1. 融 資 枠

5億円

2. 公募期間

令和8年4月1日（水）から令和9年1月25日（月）まで。

但し、土・日曜日及び祝日、年末年始は除く。

- （注）①期間内であっても融資推薦申込額が融資枠を上廻った時点で公募を打ち切るものとする。
- ②郵送による申込は、公募受付期間内の消印のあるものに限る。
但し、公募受付期間内に締切った場合は、締切日までの消印のあるものに限る。

3. 融資対象者

近代化基金による融資対象者は、次の者とする。

1) 個別企業

貨物自動車運送事業法の許可を受けた愛知県内に本社を有する貨物自動車運送事業者で、以下の条件をすべて満たしている個別企業。

- ①愛ト協の会員となり、6ヶ月以上経過していること。
- ②申込みの直近までの会費が完納されていること。
- ③社会保険等に全員加入していること。

2) 共同体又は持株会社

上記1)の者で構成する共同体又は持株会社（傘下の会員事業者に係る資金調達を行う者に限る）。

4. 融資対象物

次のいずれかに該当するものを融資対象物とする。

1) 償還期間10年以内の対象物

（但し、融資対象物件について、減価償却年数が10年を下回る設備は法定耐用年数以内。）

- ①物流施設（貨物自動車運送事業に係るものに限る）
トラックターミナル・配送センター・倉庫（営業倉庫は不可）・自家用燃料給油施設など
- ②福利厚生施設
休憩睡眠施設・浴室（シャワー室）、男女別施設（トイレ・更衣室・休憩室等を含む）など
※ 事務所・土地だけの購入は対象外。

2) 償還期間5年以内の対象物

- ① 荷役機械（パワーゲート等含む）・車両等（但し、新車に限る。）
- ② 近代化・合理化のための機器（コンピューター・運行管理ソフトウェア等）に要する資金。
- ③ 設備の『補修・改修』に要する資金。

※新車購入において、タンク等の既存架装を新車に載せ替えする場合は、本融資が対象となる（ポスト新長期融資は対象外）。また、新車への取り付け費用は融資対象となるが、既存車両からの取り外し費用また事務書類製作費などは対象外となる。

5. 融資条件

1) 融資限度額

- ① 個別企業の融資限度額は、8千万円とする。
※この制度については、返済残額の有無は問わない。
※申込みについては2回を限度とする。
- ② 共同体の融資限度額は、8千万円とする。
※この制度については、返済残額の有無は問わない。
※申込みについては2回を限度とする。

2) 融資の利率

この制度による借入金に対する利率は、商工中金の所定の利率による。

3) 据置期間

償還期間のうち6ヶ月以内とする。

4) 担保及び保証人

この融資を受ける者は、商工中金の定める担保及び保証人を必要とする。
また、当協会において債務保証は行わないものとする。

5) 購入代金の支払方法

この融資を受ける者は、商工中金に預金口座を設け、かつ当該口座から設備代金を販売主・施工主等に直接(手形・小切手の支払いは不可)振込むこと。
また、以下の場合を除き融資の分割実行は認めない。

※融資の分割実行が認められる例

- ① 物件又は販売主毎に支払いを要する場合
- ② 物流施設を購入し、契約書に基づき「契約時・着工時・引渡時」など契約書に定めた時期に代金を支払う場合
- ③ 複数の車両を購入し、販売会社に対して納車1台毎に支払う場合

6. 貸出利率 2. 75% (令和8年1月9日現在)

1) 環境対応車(CNG車・ハイブリッド車)及び省エネ関連機器(EMS及びドライブレコーダー等)導入に係る融資

愛ト協と全ト協の利子補給率

個別企業の場合	0.9%	(愛ト協:0.6%、全ト協:0.3%)
共同体的場合	0.9%	(愛ト協:0.6%、全ト協:0.3%)

実質負担率(事業者等)	1.85%
-------------	-------

※貸出利率は、商工中金の長期プライムレートに連動するため、今後の経済情勢により変動する。

2) その他の融資

愛ト協の利子補給率

個別企業の場合	0.9%	(愛ト協0.9%)
共同体的場合	0.9%	(愛ト協0.9%)

実質負担率(事業者等)	1.85%
-------------	-------

※貸出利率は、商工中金の長期プライムレートに連動するため、今後の経済情勢により変動する。

7. 取扱金融機関

商工組合中央金庫(名古屋支店・熱田支店・豊橋支店)及びその代理店
(信用組合愛知商銀・愛知県中央信用組合・豊橋商工信用組合)

8. 申込方法

1) 申込方法

融資推薦申込書(様式1号、2号、3号、4号)に下記の書類を添付し、協会事務局へ1部提出するものとする。

添付書類

- ① 物流施設・福利厚生施設については、公図・平面図・見積書・契約書など
- ② 荷役機械・車両、機器等については、見積書など

※融資対象外となるもの

自動車関係諸税(消費税を除く)及び諸費用

融資推薦決定通知前に支払った費用(例:手付金)

融資推薦決定通知前後に関わらず、自己資金で支払った費用

令和8年3月31日以前に取得・登録した物件・車両

2) 申込用紙の配付方法

愛ト協ウェブサイトからダウンロード

URL <https://ssl.aitokyo.jp/member/josei-yusi/yusi/>

9. 審査及び推薦決定の流れ

1) 受付

申込みの受付については、原則毎月末日締めとする。

※末日が土・日曜日及び祝日の場合はその前日までとする。

2) 承認

申込みのあった事業者については、総務委員会の承認を得た者を推薦する。

3) 決定

推薦を決定したときは、融資推薦適否決定通知書で申込み事業者に通知する。

10. 遵守事項

1) 遵守事項

融資推薦申込書に記載の事業計画通り、当該年度内に事業を完了すること。

但し、物流施設・福利厚生施設については2ヵ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等の場合は、更に1年間延長できるが、事前に愛ト協へ連絡の上、承認を得ること。

2) 設備完成後の手続き

物件（車両）の完成（購入）後、速やかに設備完成報告書（愛ト協から郵送する融資推薦適否決定通知書に同封）により報告すること。

なお、本制度を利用して取得した物件は、推薦融資申込事業者の名義にする必要がある。同様に、購入した車両の車検証は、所有者・使用者とも推薦融資申込事業者の名義にする必要がある。（電子化されていない自動車検査証にあっては自動車検査証（写）、電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項を提出）

3) 事業計画の変更

推薦後、事業計画に変更が生じた場合は、事業計画変更届の提出が必要となるので、愛ト協事務局へ申し出ること。推薦金額の変更が伴う場合、当初推薦決定金額を上回る変更はできない。（この場合、当該推薦融資を取り下げ、再度新たに推薦融資の申込みをする必要がある。）

※申し出が必要な事業計画の変更

推薦金額（借入金額）／車両や物件の価格／物件の種類／車両の型式／購入数／償還期間など

4) 商工中金との取引資格

本制度を利用するにあたっては、次のいずれかに該当する商工中金との貸出取引資格を具備しなければならない。

①商工中金に対し出資している協同組合等の団体又はその構成員であること。

②商工中金の代理店となっている信用組合の構成員であること。

※この場合、当該信用組合を通じてのみ代理貸付が受けられる。

③上記の①②に該当しない事業者は、商工中金が取り扱う愛知火災共済に出資していること。

11. 問い合わせ先

一般社団法人 愛知県トラック協会 財務部 財務課

☎ 052-746-4862 (ダイヤルイン)